

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

- (1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ〔噴火警戒レベル1～5〕

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

(2) 情報収集・伝達〔噴火警戒レベル1～5〕 【市村・県】

市村は、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、各レベルに応じて、火口周辺規制若しくは入山規制の実施又は避難の情報等について、登山者や住民等へ周知徹底する。

県は、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

第2章「2(2)協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制」、「2(4)住民等への情報伝達と手段」及び「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(3) 火口周辺規制・入山規制〔噴火警戒レベル2・3〕 【市村】

市村は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合は火口周辺規制を、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合は入山規制を実施する。

ア 規制の範囲

第1章「1(4)火口周辺規制及び入山規制の範囲」に記載のとおり実施する。

イ 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定

本章「4災害対策基本法に基づく警戒区域」に記載のとおり実施する。

(4) 登山者等の避難誘導〔噴火警戒レベル2・3〕 【市村・県】

第2章「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(5) 高齢者等要配慮者の避難準備〔噴火警戒レベル3〕 避難誘導〔噴火警戒レベル4〕

【糸魚川市・新潟県】

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、糸魚川市は、避難行動に時間がかかる高齢者等の要配慮者に対して、必要に応じて協議会コアグループ会議の助言を得つつ、早めの避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

要配慮者の避難誘導に当たっては、避難支援等関係者と協力する。また、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。

(6) 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援〔噴火警戒レベル4〕 【糸魚川市】

糸魚川市は、関係機関と連携して、観光客等が避難対象地域にいる場合には、観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、輸送機関にバス等の臨時便を要請するなど、観光客等の移動手段を確保する。

(7) 住民等の避難準備・避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕 【糸魚川市】

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合は、第2章「3住民等避難のための事前対策」に沿って、避難の準備又は避難を呼びかけるとともに、次のとおり対応する。

ア 「高齢者等避難」を発令した際の住民の自主的避難の場合

(7) 避難誘導

特に行わない。

なお、避難所ではなく、親戚、知人等の元に避難する場合は、住民自らが避難対象区域の避難誘導責任者（区長等）に連絡先を報告するものとする。

(4) 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

イ 「避難指示」を発令した際の避難の場合

(7) 避難誘導

地区ごとの避難誘導は、当該地区の避難誘導責任者（区長等）が行う。要配慮者の避難誘導は家族が行うことが原則だが、地区内における協力・支援体制に努めるものとする。

なお、避難所ではなく、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者（区長等）が連絡先を把握するものとする。

(4) 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

(ウ) 降灰時の避難に際し留意すべき事項

火山灰が降ると見通しが悪くなり、横断歩道などの路面標示も見えにくくなる（約0.5 mm以上の堆積で白線が見えにくくなる）ことから、住民が避難する場合は、自動車のヘッドライトの点灯や徒歩での避難の際にはドライバーに認知してもらうためにも懐中電灯を点灯させながら避難することが望ましい。また、火山灰が道路上に堆積すると、湿潤時は0.5 cm以下、乾燥時においても1 cm程度で自動車のスリップが発生したり、制動距離が通常時より長くなる。このため、通行に支障をきたすことがあり、注意が必要である。

また、糸魚川市長は、これらの状況も考慮したうえで、避難時の自動車利用を判断する必要がある。

ウ 避難状況の把握及び報告

避難誘導責任者（区長等）は、住民等の避難状況について、人数、性別、氏名等を次の要領により市長（避難所事務所）へ報告する。

(7) 報告時期

避難指示が発令されてから2時間おき（特に必要のある場合は随時）程度とするが、被害状況が拡大するおそれがある場合等の緊急の際には、間隔を狭める。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

(イ) 報告内容

a 避難者に関すること

- (a) 当該地区住民の世帯数及び人員数
- (b) 避難した世帯数及び人員数（避難所・知人宅等の避難先を区分する）
- (c) 地域住民以外の旅行者等の一時滞在者等の避難人数等（可能な限り）
- (d) 避難者の負傷等の状況
- (e) 措置が必要な要配慮者の状況
- (f) その他、避難者の状況について特に必要な事項

b 輸送車両に関すること

- (a) 輸送車の状況
- (b) 輸送完了の見通し
- (c) 増配車の必要性の有無
- (d) その他輸送に関し特に必要な事項

c 残留者に関すること

- (a) 残留者の有無、氏名及び残留理由
- (b) 避難の目途

(8) 避難所の開設〔噴火警戒レベル4・5〕【糸魚川市】

ア 避難所事務所の開設

住民避難時には、糸魚川市職員（避難所班）を派遣し避難所を開設するとともに、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

※ 要配慮者の自主避難を想定し、噴火警戒レベル3の段階で開設準備を行う。

イ 避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

ウ 避難所の自治体職員会議

避難所班の職員を定期的に糸魚川市災害対策本部に招集し、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換・協議し、避難所と市災害対策本部の関係を密にするとともに、避難者にその情報を伝達する。

(9) 避難促進施設による避難誘導〔噴火警戒レベル4・5〕【避難促進施設・糸魚川市】

避難促進施設は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、利用者等へ情報提供を行うとともに、高齢者等の要配慮者への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合は、施設の利用者等に対して、避難指示が発令されたことを周知する。また、糸魚川市と協力して避難所等までの避難誘導を行う。

糸魚川市は、避難促進施設と情報を共有するとともに、避難者の輸送手段の確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

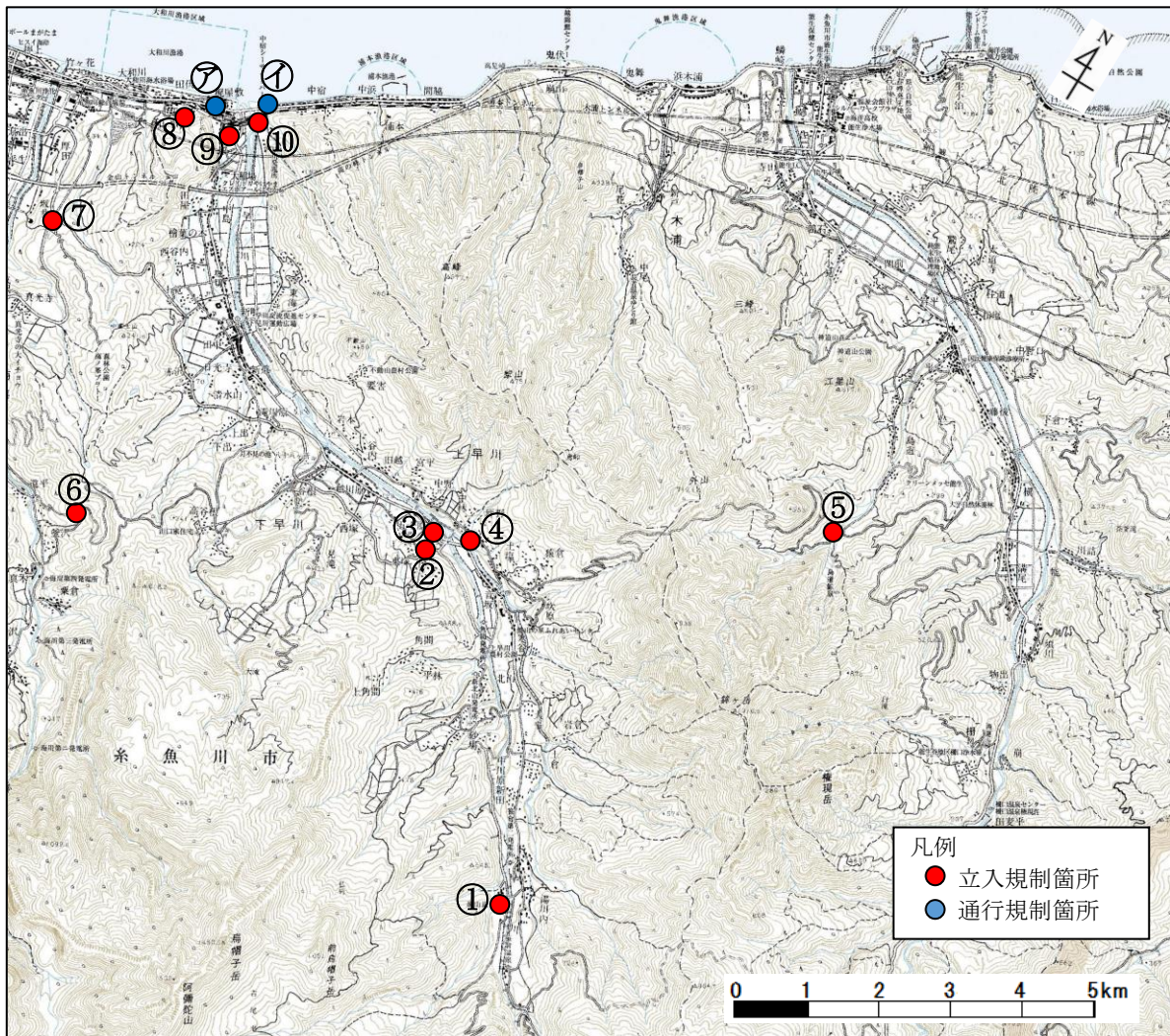
(10) 通行規制等〔噴火警戒レベル4・5〕 【糸魚川市、新潟県警、糸魚川警察署】

噴火警戒レベル3までの登山道や道路の規制については、図表1-1-9及び1-1-10のとおり実施する。

噴火警戒レベル4、5における交通規制は、避難対象区域または警戒区域への立ち入りを禁止するため、以下のとおり交通規制箇所を定め、迅速に対応する。

また、緊急交通路を指定する際は、関係県警察及び道路管理者と連絡・調整を図り、公安委員会が指定する。

なお、具体的な交通規制方法等については、関係機関で協議のうえ、別途定める。



図表3-1-3 道路交通規制箇所図

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

図表3-1-4 道路交通規制箇所

■噴火警戒レベル4が発表されるなど居住地域に被害を及ぼす恐れが高まっているとき

番号	路線名	規制地点
①	林道放山線（焼山橋手前）	笹倉温泉

■噴火警戒レベル5が発表されるなど居住地域に重大な被害を及ぼす恐れが高まっているとき

番号	路線名	規制地点
②	農免農道吉尾線	市道折切線との交点
③	県道湯之河内梶屋敷停車場線	切込橋手前
④	市道東平線	市道坪野川原線との交点
⑤	林道入山吹原線	市道島道温泉線との交点

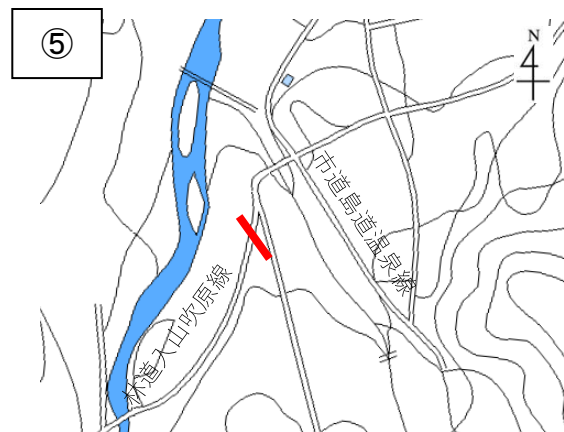
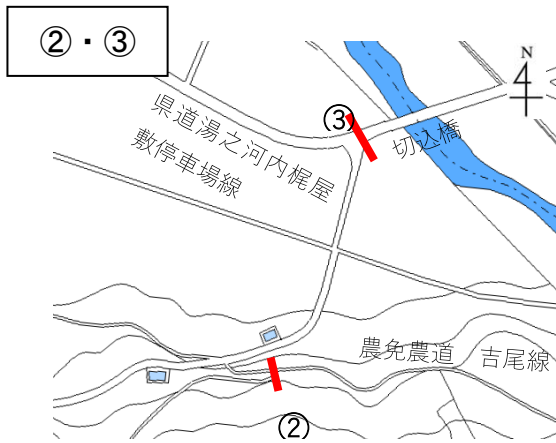
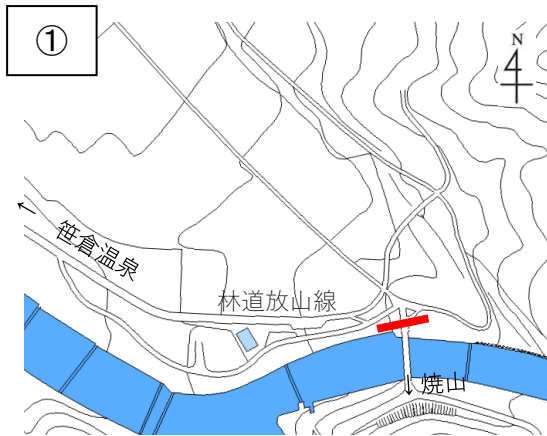
第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

■噴火警戒レベル5が発表され、大規模な被害を及ぼす恐れが高まっているとき（レベル5拡大）

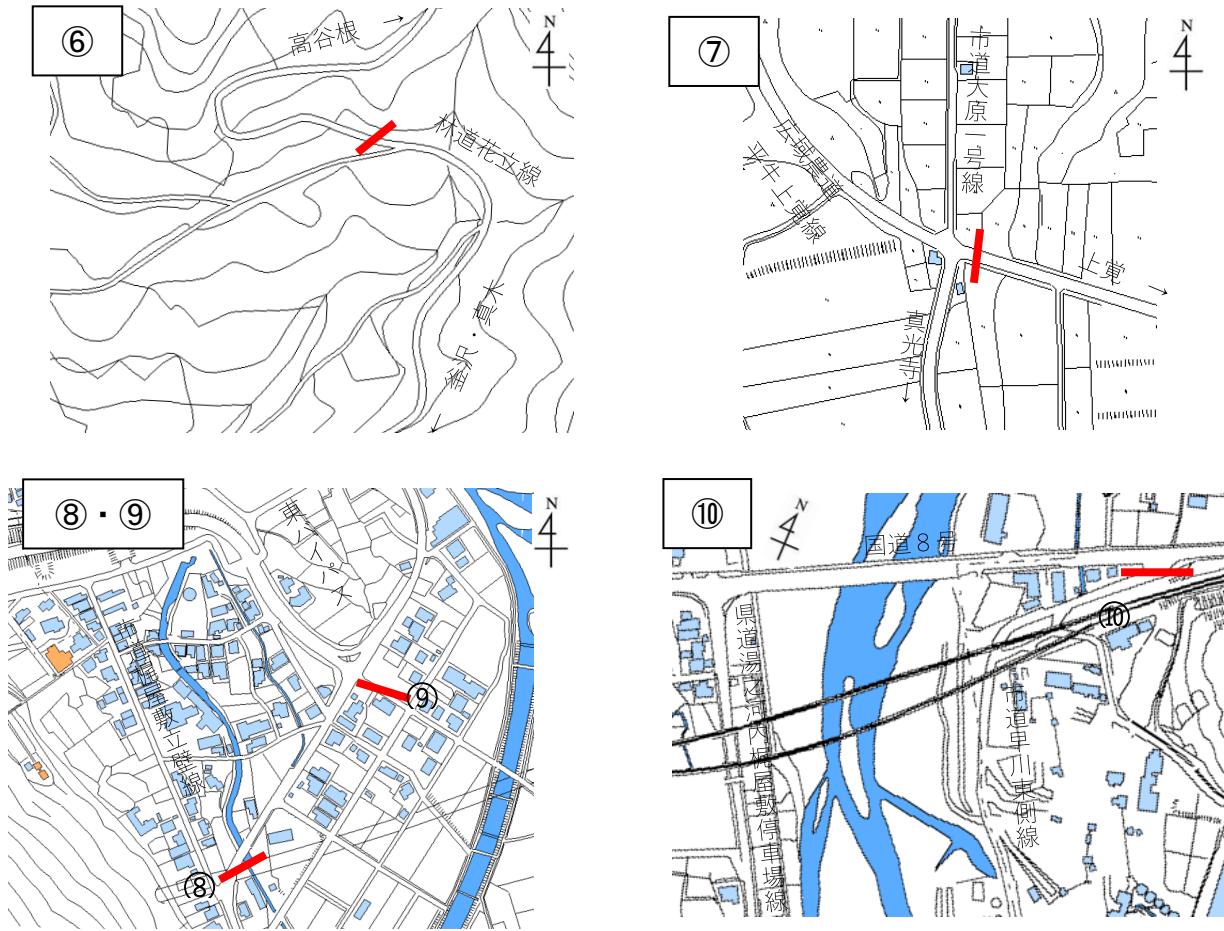
区分	番号	路線名	規制地点
立 入 規 制	⑤	林道入山吹原線	市道島道温泉線との交点
	⑥	林道花立線	釜沢集落上部
	⑦	広域農道平牛上覚線	市道大原1号線と県営農道西海線との交差点
	⑧	市道梶屋敷立壁線	県道湯之河内梶屋敷停車場線との交点
	⑨	国道8号糸魚川東バイパス	県道湯之河内梶屋敷停車場線との交点
通 行 規 制	㊦	国道8号早川橋西詰	国道8号早川橋西詰交差点西側
	㊧	国道8号早川橋東詰	中宿シーサイドパーク前

※ 規制箇所は、状況に応じて変更する場合もある。

※ ㊦㊧の通行止めは、状況に応じて判断する。

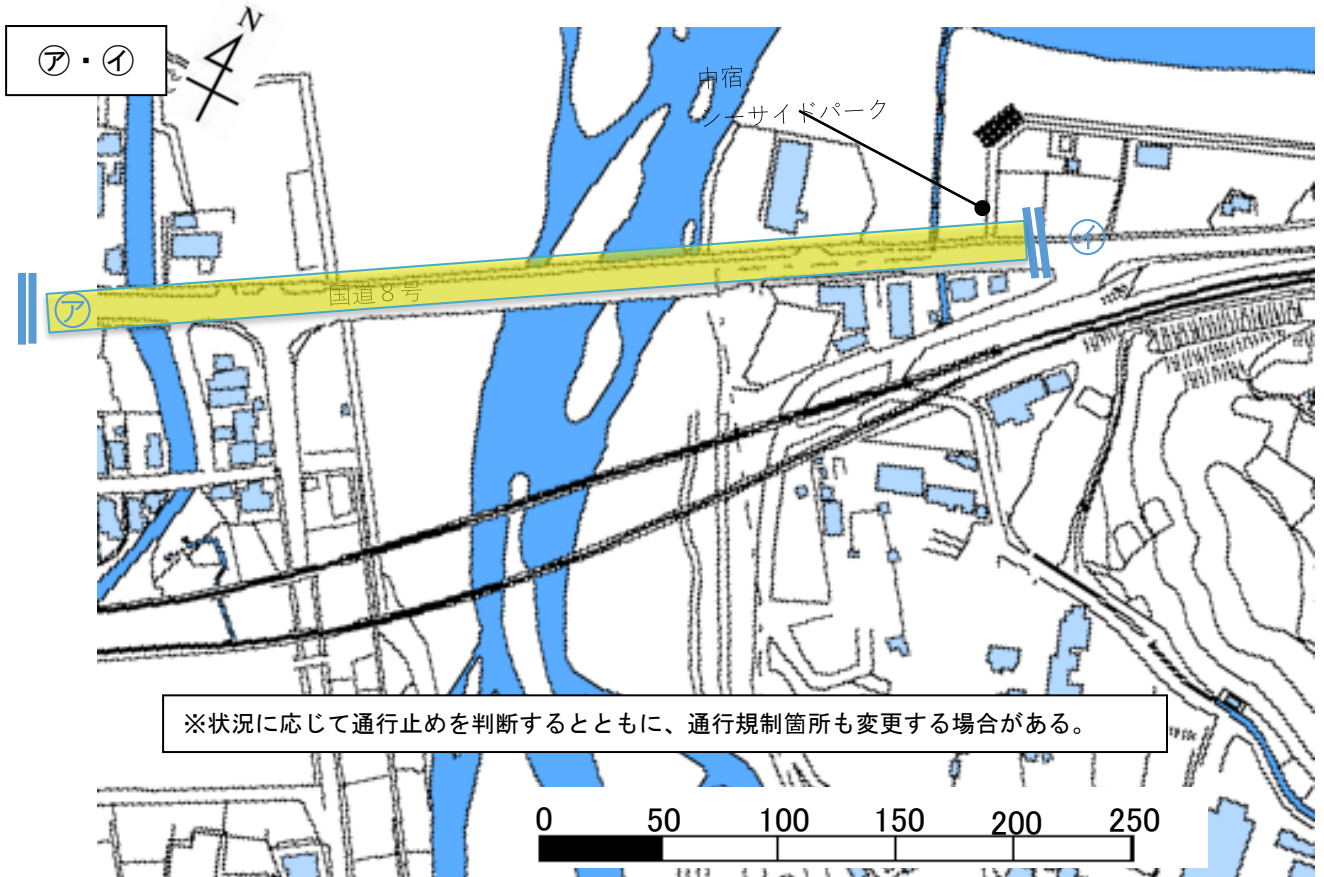


第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）



図表 3-1-5 道路交通規制詳細箇所図（立入規制）

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

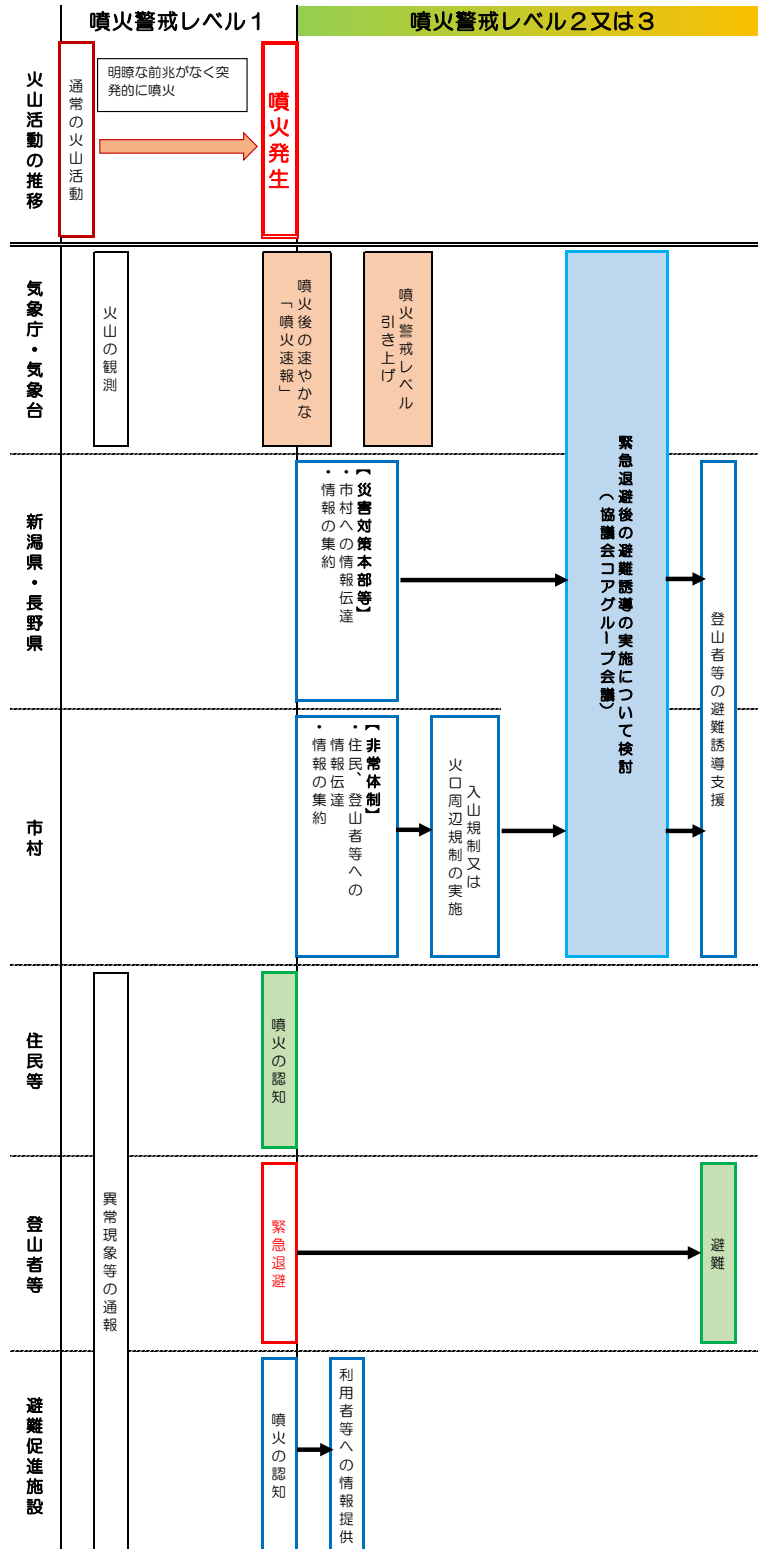


図表 3 - 1 - 6 道路交通規制詳細箇所図（通行規制）

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応
 —突発的に噴火した場合【噴火警戒レベル1⇒2又は3】—

(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ



図表3-2-1 避難対応フロー

(噴火警戒レベルが事前に引き上げられないまま噴火に至った場合【噴火警戒レベル1⇒2又は3】)

(2) 情報収集・伝達 【市村・県】

市村は、関係機関と協力して、「火山が噴火した」、「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。

新潟県は、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

情報の集約・伝達の手法については、第2章「2(2)協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制」、「2(4)住民等への情報伝達と手段」及び「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(3) 入山規制等 【市村】

突発的に噴火した直後は、非常に危険であるから、入山規制等を速やかに実施し、登山者等の立ち入りを禁止する。

規制は、第1章「1(4)火口周辺規制及び入山規制の範囲」に記載のとおり実施する。

(4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導 【市村・県】

登山者等は、噴石等から身を守るために緊急的に付近の建物や退避壕へ移動するなどより安全な場所へ退避することを自ら行う。

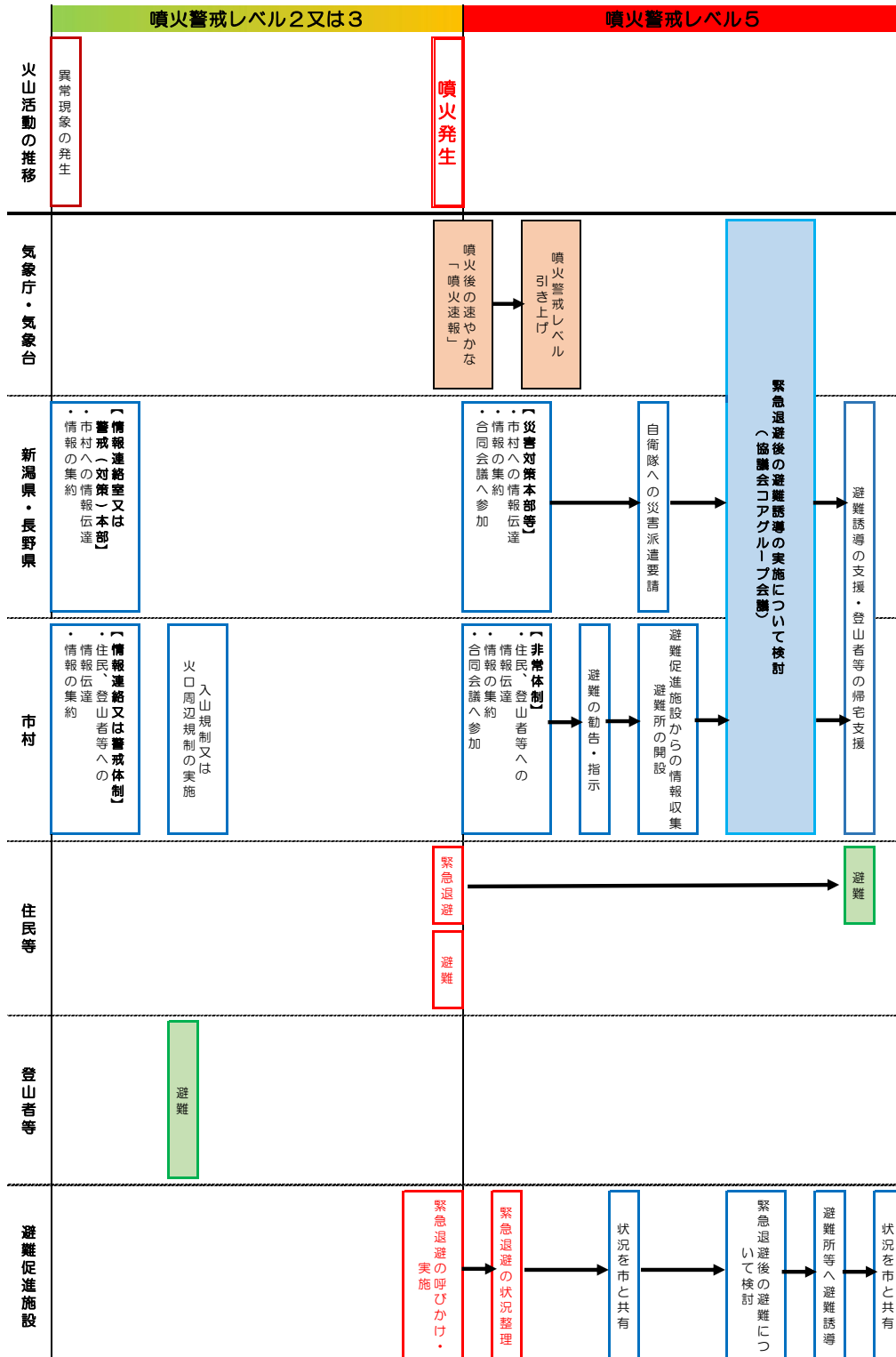
また、緊急退避後、入山規制範囲内にいる登山者等を、規制範囲外へ避難させるために、必要に応じて、火山活動の状況等を踏まえて協議会で対応を協議し、登山者等の避難誘導を行う。

緊急退避後の避難誘導の手法については、第2章「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応
 ー居住地に影響を及ぼす噴火に至った場合【噴火警戒レベル2又は3⇒5】ー

(1) 協議会の主な構成機関の体制と避難対応の流れ



図表3-3-1 避難対応フロー

(噴火警戒レベルが事前に引き上げられないまま噴火に至った場合【噴火警戒レベル2又は3⇒5】)

(2) 情報収集・伝達 【市村・県】

糸魚川市は、避難対象地域に対して、避難指示を発令するとともに、関係機関と協力して、「火山が噴火した」、「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示などを伝達する。

新潟県は、報道機関等とも連携し、市町村が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

情報の集約・伝達の手法については、第2章「2(2)協議会の構成機関相互の情報伝達・共有体制」、「2(4)住民等への情報伝達と手段」及び「2(5)登山者等への情報伝達と手段」に記載のとおり実施する。

(3) 通行規制等 【糸魚川市、新潟県警】

本章「1(10)通行規制等【噴火警戒レベル5】」に記載のとおり実施する。

(4) 住民等の緊急退避とその後の避難誘導 【糸魚川市】

積雪期においては融雪型火山泥流に注意する必要があるが、火砕流の噴出量等により高齢者等避難から避難指示などの段階的な避難情報を発令することができず、十分な避難時間を確保できない事態も想定しておく必要がある。

特に融雪型火山泥流からの避難で十分な時間がない時は、直ちに地区内の河川沿いから短時間で避難できるよう、なるべく垂直方向に逃げ、離れた高台に一時的に自らの命を守るために避難し、まずは自分の安全を確保する。その後、安全を確認したうえで防災無線等の市の誘導に従い、図表1-1-12、1-1-13に定める一時集合場所へ避難する。

融雪型火山泥流の発生により、避難計画で指定する避難所に避難できなくなる場合も想定しておく必要がある。この場合、早川に架橋された「切込橋」の上下流で地区を分けて避難先を考える必要がある。

上早川地区の住民が切込橋から下流への避難ができなくなった場合、早川谷からできるだけ離れた高台へ避難する。

下早川地区の住民が何らかの事象により避難経路が絶たれ避難できなくなった場合、下早川小学校若しくは糸魚川東中学校グラウンドに一時避難するか、又は高台へ避難する。

高台への避難の後は、防災無線等の市の誘導に従うこととする。

協議会は、住民退避後の避難誘導の実施時期について協議する。また、協議会の構成機関は、糸魚川市が行う住民等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

(5) 緊急退避を行わない住民等の避難誘導 【糸魚川市】

本章「1(7)住民等の避難誘導【噴火警報レベル4・5】」に記載のとおり実施する。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

(6) 避難所等の開設 【糸魚川市】

本章「1 (8) 避難所の開設【噴火警報レベル4・5】」に記載のとおり実施する。

(7) 避難促進施設による避難誘導 【糸魚川市】

本章「1 (9) 避難促進施設による避難誘導【噴火警戒レベル4・5】」に記載のとおり実施する。

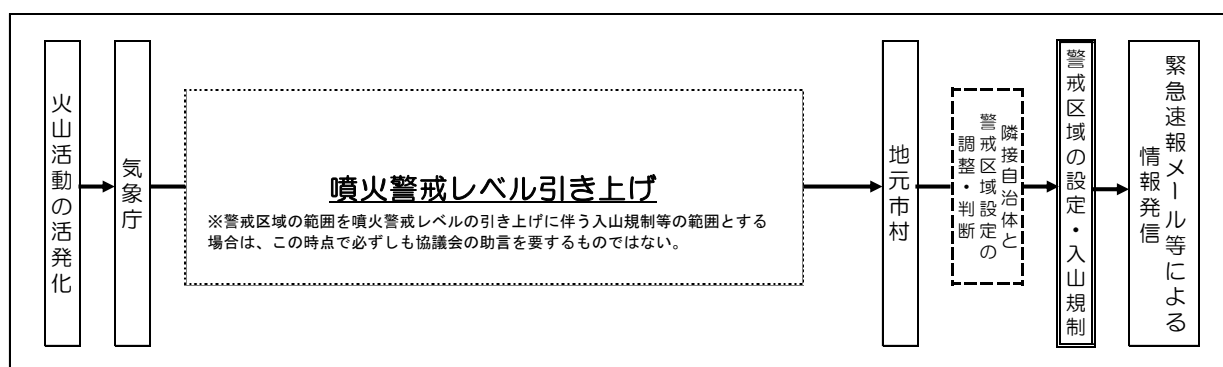
4 災害対策基本法に基づく警戒区域 【市村】

市村は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定を行う。気象庁、火山専門家等は、火山防災協議会を通して、市町村が警戒区域を設定する際（噴火警戒レベルの見直し等を通じた事前の検討を含む。）に、助言を行う。

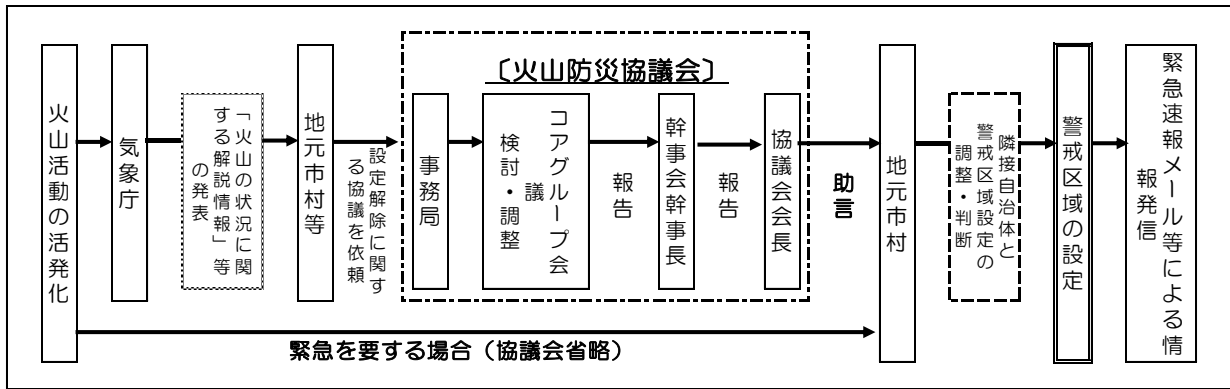
警戒区域の範囲は、噴火警戒レベルの引き上げに伴う入山規制等の範囲又は火山の活動状況等の検討に基づき協議会が助言した範囲とすることを原則とする。ただし、火山活動の状況に応じて緊急を要する場合は、噴火警戒レベルの引き上げや協議会の助言を待たずに、市村の判断により警戒区域の設定を行う。

市村は、警戒区域を設定したときは、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、第2章「2 (5) 登山者等への情報伝達と手段」の記載に沿って、周知を行う。

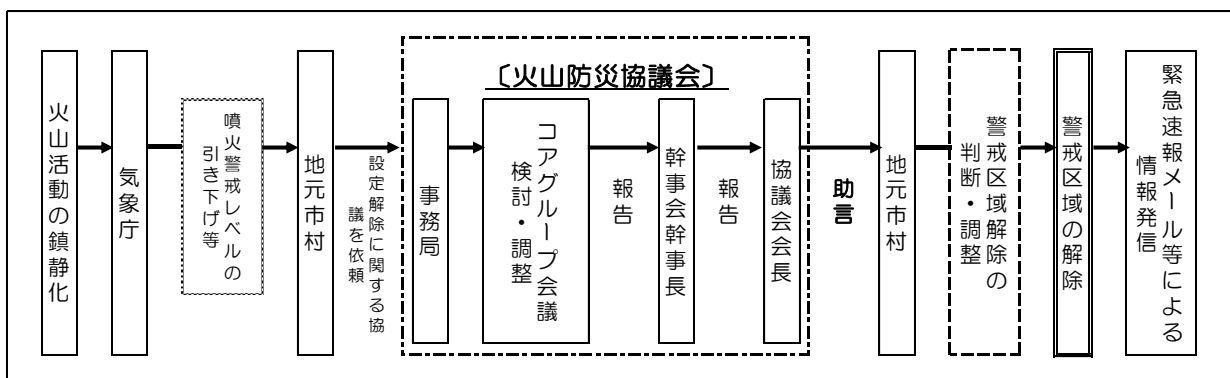
警戒区域の解除についても、協議会で噴火警戒レベルの基準等に基づき検討・助言を行い、これを踏まえて、市村が判断する。警戒区域の設定又は解除の際の情報提供のフローは次のとおりとする。



図表3-4-1 噴火警戒レベルの引き上げに伴う入山規制を行う場合のフロー



図表 3-4-2 噴火警戒レベルの引き上げに伴う入山規制以外で警戒区域を設定するフロー



図表 3-4-3 警戒区域を解除するフロー

5 緊急フェーズ時の火山防災協議会の役割

本章で記載した緊急フェーズにおける各対応について、火山防災協議会の助言を踏まえることを明記している以外の対応に当たっても、必要に応じてコアグループ会議を開催し、技術的な検討及び関係機関の連絡調整等を図るものとする。

6 報道機関への対応

噴火時等の必要な情報に関する広域的な周知活動では、報道機関の役割が不可欠なため、報道機関との連携に努める。

報道機関への情報提供に当たっては、協議会事務局である新潟県が、協議会（又は合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信する。

また、必要に応じて、協議会の事務局と気象庁等、関係機関が合同で記者会見を行う。

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

誤った情報や整合性の取れていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については、十分に注意する。

なお、多数の報道機関に安全・的確な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部等を設置する市役所内に、報道関係者の専用待機スペースの設置を検討する。